

Title	D・ W・ バウエット著 『海の法』
Sub Title	D.W. Bowett, The law of the sea
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.4 (1972. 4) ,p.137- 140
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720415-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

D・W・パウエット著

『海の法』

D.W. Bowett, *The Law of the Sea*

Manchester University Press, 1967, viii+pp 117

著者D・W・パウエット教授は、ケンブリッジ大学で国際法を講じ、国際法における自衛権 (Self-Defence in International Law) や国連軍 (The United Nations Forces) の著書によつて、わが国の国際法学者の間でよく知られている。「海の法」と題するこの書は、マンチェスター大学の寄附講座 (The Meland Schill Lectures) の一冊として数年前に刊行された。一般に、MSLシリーズとして知られるようになった、この書を含む一連の書は、いずれも一〇〇頁前後の特殊研究書であるが、総じて洗練された研究方法と内容を示しているように思われる。

「海の法」と題する、D・W・パウエット教授の書は、一九六七年に刊行された。今この書をここでとりあげたのは、海洋法会議以後

一〇年の海の法の発展について、何よりも集約的に、適正な評価と洞見が示されているからである。一九七三年に開催を予定される海洋法国際会議を前にして、昨今、再び対立を予想させる国の利益・国の要求の衝突をいかに調整するかが論議されている。この書は、海洋法会議とその後の発展を考慮し、海の利用の経済的側面を重視して、多様な利害の衝突を、和解させ、調整し、統合するための一つの指針を提供しているように思われる。

この書は、六つの章から構成されている。序説、一九五八・六〇年のジュネーブ会議・未解決問題、公海漁業、大陸棚、共同社会利益と権利の濫用、そして結論が章の表題になつている。

第一章の序説において、海の法の問題が、諸国の衝突する利益の均衡・調整の面から考えられなければならないことを重視している。著者は、マクドゥガルの国際社会の共同利益を重視する立場と、ソレンセンの国の利益を重視する立場を対称的にとらえている。著者は、海の法が共同社会利益の概念に向かつて動くべきであるという価値判断を与えている。しかし、何が全体社会利益かという価値判断の基準を述べることは困難であるとしている。共同社会利益の基準は、著者において絶対的・不変のものとしては把握されていない。国と国際社会の利益の性質、これらの利益の作り出す衝突の性質の可変性に応じて、共同社会利益を可変に適するよう理解しなければならないことを示唆している。

この書の第二章から第四章までは、主として、領海と漁業水域、公海漁業、大陸棚に関する海洋法会議以後の実行を分析し、実行の

法的位置づけの問題を検討している。

領海と漁業水域の問題が、海洋法会議で未解決のままに残された原因を追求するに当つて、著者は領海に対する国の多様な利益を分析し、個々の利益ごとに利益の衝突をみわけようとしている。まず安全保障の利益の点について広い(十二カイリ)領海の主張根拠が、沿岸国の安全の脅威を除くためであり、政治的圧力又は脅威の形をとる外国軍艦の存在の危険を除くためであつたことが指摘されている。これに対して狭い領海(三ないし六カイリ)の主張根拠が、海峡の通航権と広い領海の戦時において果たす役割——広い中立水域の存在——とが西欧諸国の安全保障に不利益に作用するためであつたことをあげている。著者は、冷戦が続くかぎり、安全についての利益の衝突は領海の幅について一般的合意を妨げるであろう、と推測している。これに対して、漁業を中心とした経済利益については、一九六〇年会議以後の領海と漁業水域の実行の発展を探り、漁業が経済事業であるかぎり、画的ではないが衝突する経済利益の調整・統合の可能性を示唆している。著者は、諸々の利益の対立が海の法を無政府状態においたと考へてはならないし、むしろ着々と海の資源の平和的開発について諸国の共同利益が、特殊な問題に関する特別な解決を指示している、と評価している。著者は、また領海十二カイリの拡大傾向に関して、単に国の数だけから判断されてはならないが、もし二五か国が十二カイリの領海の幅を要求すれば、国際裁判所は、この要求が国際法においてそれ自体違法であるとするこゝとはほとんどないであろう、という。

公海漁業の問題では、公海漁業の自由放任原則が、自由競争に対する必要な経済的保護政策などによつて矯正されるべき方向にあることに焦点を向けている。資源保存の共同社会利益性と沿岸国の特別利益の経済性といつた局面から、著者は、法的・科学的局面での解決よりもむしろ経済的局面での解決を重視している。

大陸棚の問題では、大陸棚条約に示された定義と資源の範囲を批判的にとらえている。とくに定着性生物資源を不明確なままに大陸棚資源に人為的に包摂したことは、不当であり、この問題も経済利益の衝突として把握する必要があることを強調している。また大陸棚資源開発に伴なり、航行への安全措置や油濁防止措置などが共同社会利益からの規制として展開されている。またとくに大陸棚紛争に対して紛争の義務的解決方法が整備されていない点を重大視している。多くの不明確な概念、たとえば大陸棚条約の「適当な措置」、「必要な設備」、「必要な措置」、「国際航行に不可欠と認められる航路」の漠然とした表現の解釈などをめぐつて紛争解決のしくみを整備する必要を指摘している。大陸棚に関する国内法制の整備が、大陸棚に関する争いを減らしていること、また大陸棚問題が経済利益の衝突として把握されていることも、この書の特徴づけられている。

共同社会利益と権利の濫用と題する第五章で、汚濁、無海岸国の海への出入、海賊放送、便宜国旗をとりあげている。著者は、全体としての国際社会の一般的利益を擁護するため一国の権利を制限する法規が、権利の濫用を制限するという局面で理解されるという。そして公海の自由という一般的概念は、常に濫用の危険をはらんで

いることを強調する。油濁防止に関する国際協力の動きのほか、人口の増加と現代の産業及び技術の発達に伴なう下水、産業廃棄物（化学薬品、洗剤及び持続的殺虫剤からの海の汚濁・汚染問題に言及している。汚濁・汚染の防止が、国際社会の共同利益として把えられ、国際協力の基準に反して行なわれる汚濁・汚染行為は権利の濫用と考えられるというのが、著者の意図であらう。

無海岸国・つまり海岸をもたない内陸国について、沿岸国が内陸国の海への出入を認めないことは権利の濫用と考えられるとしている。ジュネーブ海洋法条約は、内陸国の海への出入権を一般的に認めてはいい点を指摘するとともに、著者は、この問題もまた経済的利益の衝突問題として認識されるべきであるという。

公海からの海賊放送は、公海の自由の濫用であると著者は考えている。このため海賊放送を国際的に取締る施策を説明するとともに、国の管轄権を一般的に公海に拡大することなしに、海賊放送事業への一切の協同的行為を禁止するヨーロッパ条約の動きを伝えている。

国が船舶に国籍を賦与することは自由とされているが、この自由も濫用されやすいものである。いわゆる便宜国籍船が、濫用にあたるかどうかは議論のあるところである。ジュネーブ条約は、国と船舶を「真正の關係」の基準で問題を処理している。著者は、船を登録し、国旗の使用を許す国の完全な自由を制限する必要の理由を、社会利益に対する危険性から判断しようとする。パンリブホン船（バナマ、リベリア、ホンジュラス船）が、国籍の濫用に当るかどうかに

ついて、問題はそれらの国が船の安全について監督を怠っているからかから判断すべきであるとしている。著者は、パンリブホン船を濫用とは考えていない。この問題もまた経済的利益の衝突として把えられなければならないことが強調されている。

パウエット教授は、結論において、海の法が将来ゆきづまつてしまふようなことはないだろうと予測している。領海の幅の問題が、米ソの安全利益に関連しているかぎり解決はそう早くは期待できないという。漁業問題は、経済的利益の調整とみられるから、部分的、地域的、特殊な利害の調整によつて解決される方向にあるという。とくに漁業問題が、資源の保存と資源の正しい割当て問題に向う時には解決は一層容易になるといふ。というのは、資源に対する国の要求より共同社会利益を前提として法が動くからである。資源の正しい割当ては、資源の性質に関する適切な科学情報と経済需要に関する適切な情報にもとづく基準によつて行なわれるべきであらう。パウエット教授は、この基準の一連の運用を重視するとともに、問題解決のための専門的裁判所の必要を強調している。

第五章に展開された権利濫用の概念は、多少漠然としているが、国の一方的ないし排他的要求に正しく対抗できる共同社会利益があるという事実を認めなければならぬであろう。海の法に対する科学技術の影響は、今後はかり知れないものがある。海と空気を利用した気象修正や潮位を利用した発電などの技術が、伝統的な海の法に挑戦してくるであろう。海の法は、利益の衝突を解決するための手法をとり入れなければならない。

海の法と題するパウエット教授の書は、海の法の解決を待たれていくつかの分野が、主として経済利益の衝突現象と認識されることを強調し、国の要求と国際社会全体の利益を調整するあるてだてを提供している。全体利益や価値の評価は、読者によつて異なるかも知れない。とはいえ、国際社会全体の利益という局面から、海の法の現状と展望を示唆した意義は大きいといえるであらう。この書が刊行された以後、海の法の分野では大陸棚をこえる海底（いわゆる深海底）問題や海底軍縮問題などが論じられている。これらの問題もいずれ改訂の機会に、パウエット教授なりの展開が期待されている。巻末に附録として、海洋法四条約のほか、一九六四年の欧州漁業条約、一九六五年の日韓漁業条約、一九六五年の海賊放送防止のための欧州条約、日韓漁業規制地図が収録されている。

(中村 迷)